

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（案）

委託者（甲） 社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団

受託者（乙）

甲と乙とは、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり契約を締結します。なお、本委託契約の履行細目は別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとします。

第1条（契約対象自家用電気工作物の概要）

契約対象自家用電気工作物の概要は、別紙1「委託事業場一覧表」のとおりとします。

第2条（委託業務の内容）

乙が実施する保安管理業務及びこれに伴い甲が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとします。また、その細目は別紙2「受変電設備の清掃業務委託細目」のとおりとします。

- (1) 甲は、第1条の事業場について乙の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。
- (2) 乙の保安業務担当者は、甲の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、甲に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを行うこと。
- (4) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- (5) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
- (6) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を甲に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。
甲は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
- (7) 乙は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは電力供給会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、乙は臨時点検を行い、

その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、甲に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(8) 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行います。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うこととします。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとします。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

(a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

(a) 立入に危険を伴う場所

(b) 情報管理のため立入が制限される場所

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所

(d) 機密管理のため立入が制限される場所

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第 1 項によるほか、甲が確認を行うものとします。

第 3 条 (点検の頻度及び点検項目)

1 第 2 条第 1 項に定める乙が定期的に行う点検内容は、別表 4 「点検、測定及び試験の基準等」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。

(1) 月次点検 毎月 1 回または隔月 1 回

(2) 年次点検 毎年 1 回

(3) 細密点検 3 年毎 1 回

(4) 臨時点検 必要の都度

2 第 2 条第 1 項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週 1 回とします。

3 乙は、(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否か

の間診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととします。

- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は 50mA とする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととします。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を 3 年間保存する。
- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

第 4 条（委託手数料）

- 1 第 2 条及び第 3 条に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。また、各施設別内訳明細書は別紙 3-1 「手数料各施設内訳書」のとおりとする。

月次及び年次点検手数料	金	円	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		金 円）
	ただし、各会計年度における支払い額は次のとおりとする。		
令和 5 年度	金	円	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		金 円）
令和 6 年度	金	円	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		金 円）
令和 7 年度	金	円	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		金 円）

- 2 前項以外の手数は、第 3 条に掲げる点検の平日の乙の執務時間以外に実施する場合の手数は、別に乙の定める規程によりその都度算定します。

第 5 条（支払条件等）

- 1 乙は、委託手数料の請求書を甲の指示する手続きに従って委託手数料の支払いを請求するものとする。

甲は、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとします。
- 2 消費税が当契約期間中に変更となった場合については、消費税及び地方消費税額を変更することができるものとします。

第 6 条（連絡責任者等）

- 1 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、

その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

- 3 甲は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、乙に変更の内容を通知するものとします。
- 4 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせることとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

第7条（甲及び乙の協力及び義務）

甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。

- 2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

第8条（保安業務担当者の資格等）

乙は、保安業務担当者は、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。

- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

第9条（記録の保存）

乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとします。

第10条（電気工作物以外の不安全施設に対する措置等）

保安管理業務を実施するための作業場所又はこれに至る径路の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議の上、甲は速やかに改修するものとし、改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。

- 2 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検を実施しないことがあります。

第11条（損害賠償）

乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

第12条（個人情報）

甲及び乙は、契約により知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するものとし、保安管理業務以外には利用しないものとします。

第 13 条（契約期間内の更改）

次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも本契約書を更改するものとします。その場合、本契約書又は効力を失うものとします。

- (1) 第 1 条に掲げる契約対象自家用電気工作物の概要又は第 3 条の点検の頻度が変更された場合
- (2) 甲が保安規程を変更する場合又は乙が規程等を変更する場合
- (3) 関係法令等が変更された場合
- (4) 「経済産業省告示に基づく信頼性の高い需要設備の要件」を満たさなくなった場合

第 14 条（契約の失効）

別紙の事業場が、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲乙双方が承諾したうえで本契約の効力を失うものとします。

- (1) 外部委託承認申請の承認が得られない場合は、又は承認が取消となった場合
- (2) 電気事業法施行規則第 5 2 条第 2 項各号に定める事業場に該当しなくなった場合
- (3) 本契約の対象である自家用電気工作物が一般用電気工作物になった場合
- (4) 本契約の対象である自家用電気工作物が廃止された場合
- (5) 電気事業法施行規則第 4 8 条第 1 項各号に掲げる場所となった場合
- (6) 譲渡により自家用電気工作物の承認があった場合

第 15 条（契約の解除）

次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約又は別紙の該当する事業場を解除することができるものとします。

- (1) 甲又は乙が、本契約に定める事項を遵守しない場合
- (2) 手数料の支払いを遅滞した場合
- (3) 甲が第 7 条に定める事項について誠意をもって実施しない場合

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1 箇月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。

第 16 条（契約事項等の解釈）

契約事項の解釈について疑義を生じた場合及び本契約書に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

第 17 条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

以上契約の証として、本契約書及び約款を 2 通作成し、甲、乙が各 1 通を保有するものとします。

令和5年 4月 1日

委託者 (甲)

住 所

埼玉県比企郡嵐山町古里1848

氏 名

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

理 事 長 黛 昭 則

受託者 (乙)

住 所

氏 名

手数料支払内訳書

単位：円

実施月	金額	支払予定日
令和5年4月～ 令和5年9月	0円	令和5年10月30日
合計(税抜)	0円	
合計(税込)	0円	

実施月	金額	支払予定日
令和5年10月～ 令和6年3月	0円	令和6年4月30日
合計(税抜)	0円	
合計(税込)	0円	

実施月	金額	支払予定日
令和6年4月～ 令和6年9月	0円	令和6年10月30日
合計(税抜)	0円	
合計(税込)	0円	

実施月	金額	支払予定日
令和6年10月～ 令和7年3月	0円	令和7年4月30日
合計(税抜)	0円	
合計(税込)	0円	

実施月	金額	支払予定日
令和7年4月～ 令和7年9月	0円	令和7年10月30日
合計(税抜)	0円	
合計(税込)	0円	

実施月	金額	支払予定日
令和7年10月～ 令和8年3月	0円	令和8年4月30日
合計(税抜)	0円	
合計(税込)	0円	

総合計(税抜)	0円	
総合計(税込)	0円	

手数料各施設内訳書

単位：円

施設名	令和5年4月～ 令和5年9月分	令和5年10月～ 令和6年3月分	年間合計
上里学園			0円
おお里			0円
いわつき			0円
花園			0円
あげお			0円
嵐山郷			0円
皆光園			0円
皆光園障害者歯科診療所			0円
そうか光生園			0円
あさか向陽園			0円
障害者交流センター			0円
合計(税抜)	0円	0円	0円
合計(税込)	0円	0円	0円

手数料各施設内訳書

単位：円

施設名	令和6年4月～ 令和6年9月分	令和6年10月～ 令和7年3月分	年間合計
上里学園			0円
おお里			0円
いわつき			0円
花園			0円
あげお			0円
嵐山郷			0円
皆光園			0円
皆光園障害者歯科診療所			0円
そうか光生園			0円
あさか向陽園			0円
障害者交流センター			0円
合計(税抜)	0円	0円	0円
合計(税込)	0円	0円	0円

手数料各施設内訳書

単位：円

施設名	令和7年4月～ 令和7年9月分	令和7年10月～ 令和8年3月分	年間合計
上里学園			0円
おお里			0円
いわつき			0円
花園			0円
あげお			0円
嵐山郷			0円
皆光園			0円
皆光園障害者歯科診療所			0円
そうか光生園			0円
あさか向陽園			0円
障害者交流センター			0円
合計(税抜)	0円	0円	0円
合計(税込)	0円	0円	0円